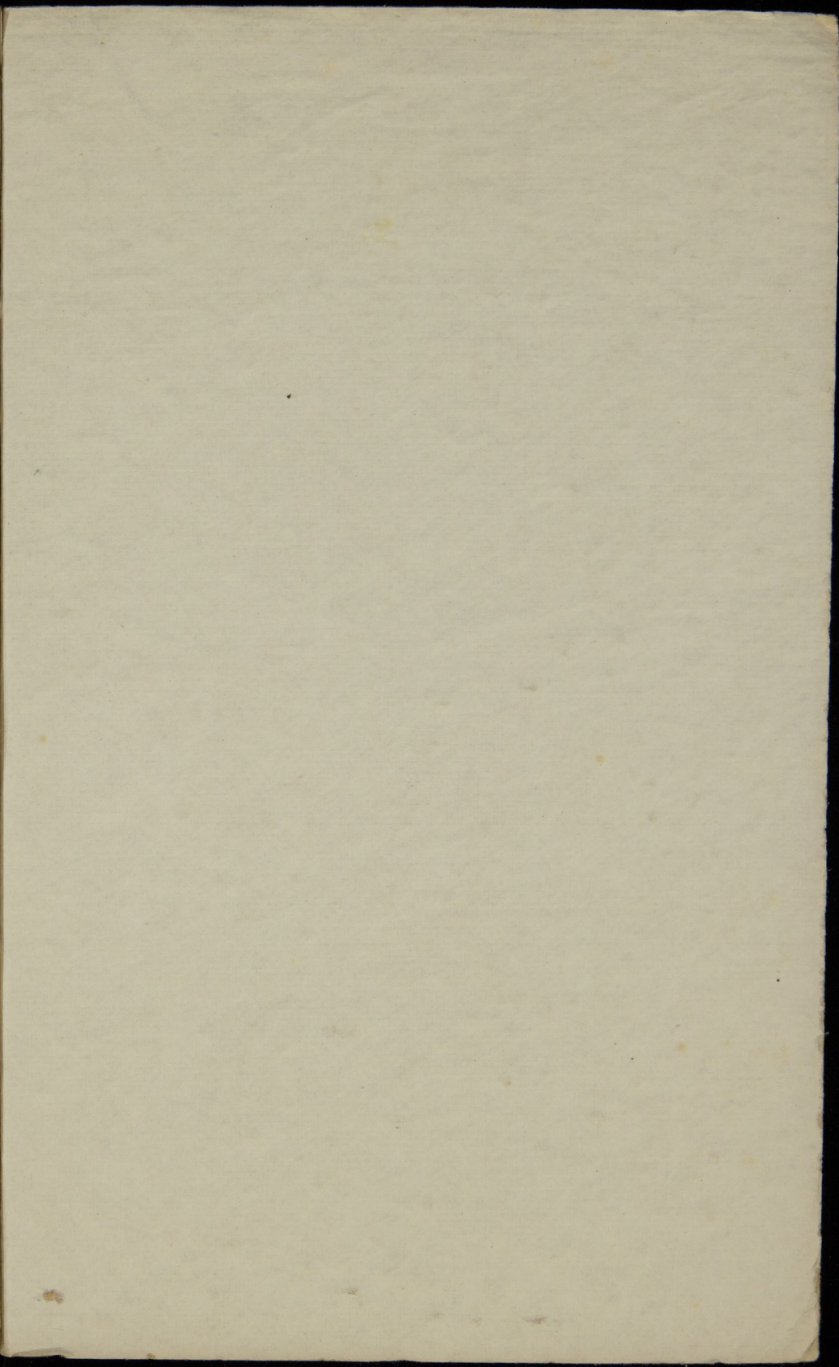


御機殿略記

無山文庫

鈴木敏雄

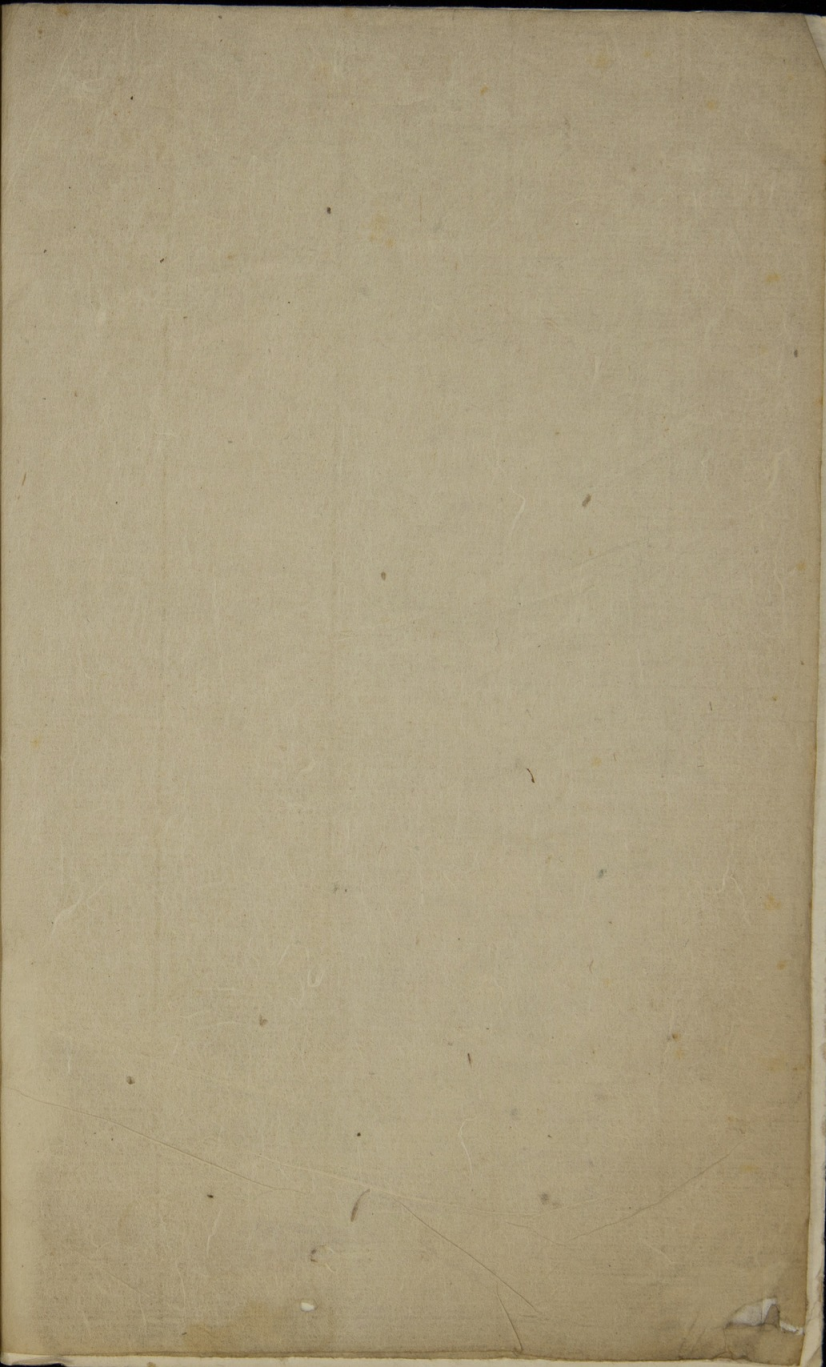
186



御機殿卷起閣書寶衣類  
因類起不仰文去况  
尺在以早書度之新載圖定  
官機世身考詳諸矣

天保六年三月

皇三...





御機殿畧起閱焉實衣服之  
 恩賴寵不仰之或况為諭歸  
 見至以卑言夏之所載國史  
 官牒也見者詳諸矣

天保六年三月

皇太神宮權祿宜正四位荒木田神主經

齊

# 衣服大祖



△御機殿鎮座の年代猶遷幸の次第等を御機殿の日記に譲りて爰は省く御  
 衣祭の行事も御機殿年中行事記及御衣祭行事記其餘の故事も内宮兩機  
 殿勤例同雜事考證等を參考して其事實をふしむべし況機殿儀式帳を世  
 其名高く諸書に引證せしむるも婦女兒童は通ずるの道遠くは憂  
 今此俗書を編む此書を唯衣服の祖神の御徳と賤女山夫まゝと論さんとせし  
 をものゝちまは文のつとなく言葉のつとなく見人用捨しめし

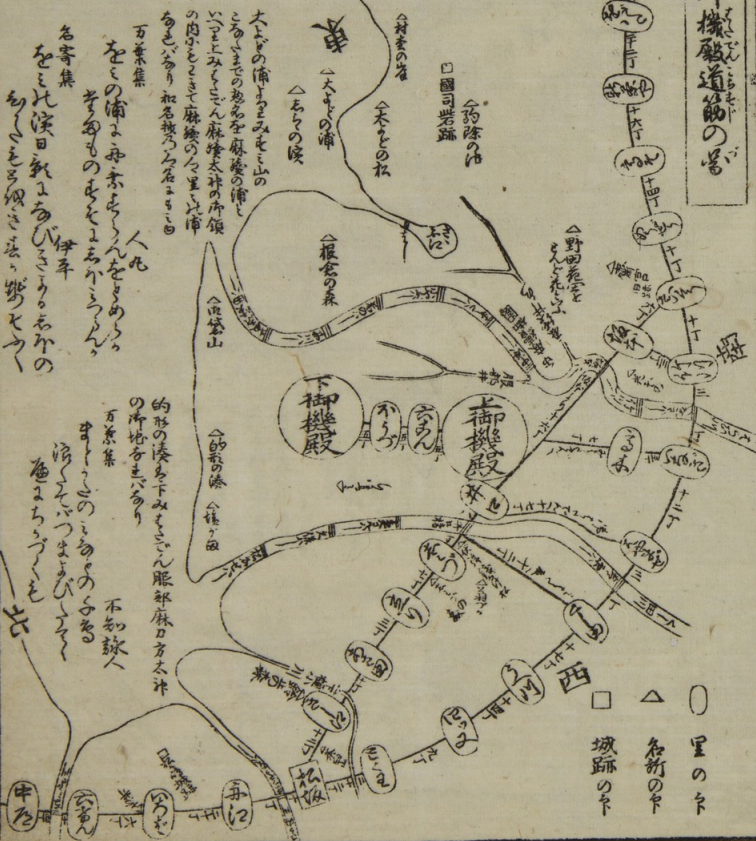
内宮

外宮

御機道筋の景

上流機道筋分は左界

- 下みそぞん 十五丁
- くー川井原 十二丁
- まが川井原 十二丁
- さくく 十二丁
- 三河川 二里半
- 外文 三里半
- 肉文 四里半
- 外介文内ふるふ十里
- まつぎう八々 四十丁
- 二弟ん家や 一里三千
- 大まこの浦 二十丁
- さゝかひ 二十丁
- みんらの森 二十二丁
- あららの溪 二十八丁
- みまの山 二十八丁
- 怪が池 二十八丁
- あまの森 十一丁
- あまの森 十三丁
- 下樋小川 二十八丁
- 武内神社三々も四々下ま



△村堂の雀  
△木まの松  
△根堂の森  
△野田をを  
△的の森  
△怪が池  
△的の森  
△怪が池

大よどの浦よりみまの山の  
このままでの地名を麻屋の浦と  
いへどもみまの山麻屋太神の所領  
の肉まのままで麻屋のままは此浦  
をまがひり地名標のままはまのま

万葉集  
をまの浦よりみまの山をまがひり  
そのまものままをまがひり  
名寄集  
をまの浦よりみまの山をまがひり

伊平  
をまの浦よりみまの山をまがひり

万葉集  
をまの浦よりみまの山をまがひり

不効詠人  
をまの浦よりみまの山をまがひり

○ 里の字  
△ 名所の字  
□ 城跡の字



津 服部 機殿  
下ま  
いん  
いん

両津機殿

之中の忌

在海の風系

神麻績機殿

佐上津機殿とも

麻娘の云ふ

津又所を二十一年目の

津邊と小本為ま

六たり

天照くま

うみの津代を

機とめく

津又を

をこの機がの

古ありあり

あまもり

ひよ

岩

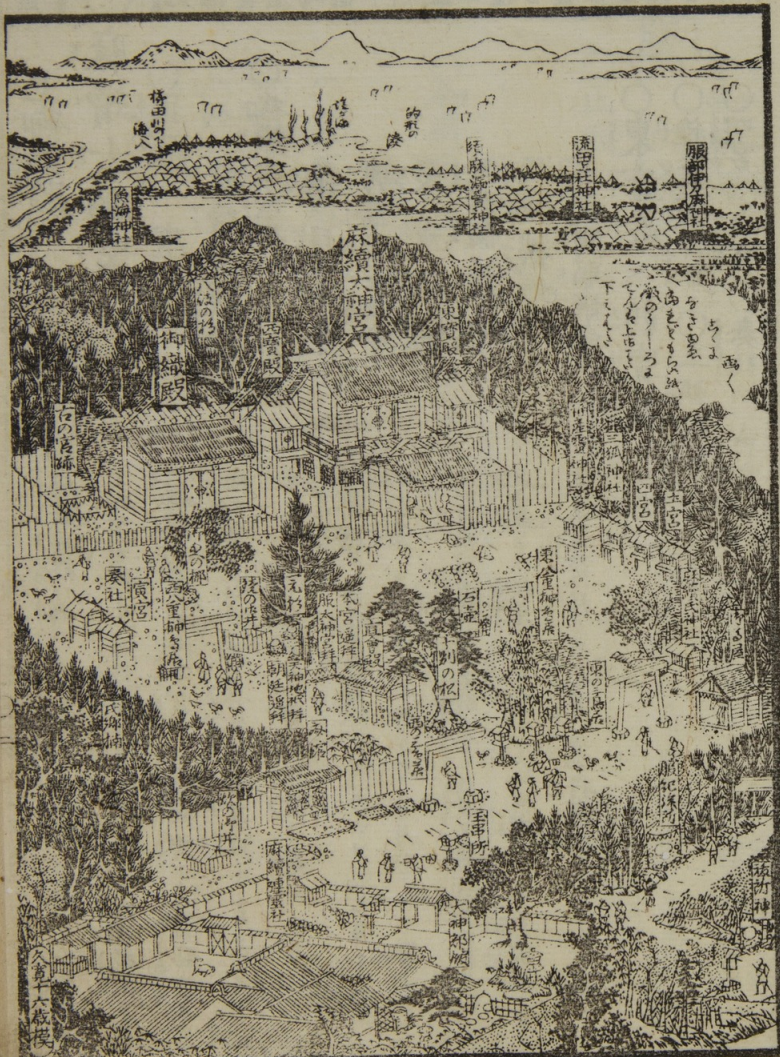
一の名居

のち

下馬

治止の松





橋田川

的飛

麻績大神宮

流田神社

服部神社

麻績大神宮

御織殿

八はの坊

西宮殿

上東御殿

あま 西く  
をさあま  
あまともはな  
あまのくろいあま  
てんをうま  
下こい

奏社

八の宮

八の宮

八の宮

八の宮

八の宮

八の宮

八の宮

八の宮

八の宮

八の宮

八の宮

八の宮

八の宮

八の宮

八の宮

八の宮

八の宮

八の宮

八の宮

八の宮

八十六位侯

麻績違公久成頭

書

機殿儀式

帳云經向

珠城朝延

倭姫皇女仕奉太

神齋奉飯野之高

宮于時機殿立長

田郷是處立社最

麻績社亦名河崎

社是大神御靈也

祢麻績屋姫神干

後機殿違堂村是

處立社名雜端社

又久成案スルニ

機殿儀式帳ハ桓

武延替年中内宮

儀式帳及外宮儀

式帳等ト俱ニ上

奏ノ書也故神宮

雜例集御機殿御

政印ノ条ノ宣言

ニ至干當機殿印  
並延曆式正文神

# 上御機殿 麻績大神宮

○正殿一座

麻績屋姫命

○御織殿六座

推日女命  
栲幡千千姫命  
長白羽神

天羽槌雄命

天棚機姫命

木花開耶姫命

○東寶殿

○西寶殿

○推產靈神社

○三狐神社

○四宮  
○土宮  
○奏社  
○寅宮

○麻績機殿ハ搦田川と後川との間往還より左の方

十二丁と經く飯野郡井手郷あり俗に上御機殿とも

上御館ともいふハ御糸宮とも麻姫宮とも荒妙宮とも

倭文宮ともいふ其外殿舎等のことと云ふこと略

そくしにハ宮中指記に見えり

△三祭禮 正月十六日<sup>後世</sup> 六月十六日 九月十六日

△御衣祭 四月廿より十四日まで 九月八日より十四日まで

又七月廿日遠近の老若群衆く角々の事ありこと是古

記に載り神事なるありむの頃よりや其濫觴を

あはせ其外月々の小祀等八年中行事記に議しては省く

部等氏文機殿古

汝注文

書トア

ル即是

也權称

宜荒木

田末壽ノ雜例頭

書ニモ延壽式ト

ハ機殿儀式帳ヲ

云也ト又平田篤

胤ノ古史徴ニ氏

文トハ元祖ヨリ

ノ系譜ニ代々ノ

事蹟ヲ記セルモ

ノ也ト云レタル

俱以ナルトナリ

猶機殿儀式帳ノ

重ハ元祿十二年

蘭田長官守洪卿

ノ内宮兩機殿勅

例享保六年中川

長官經晃卿ノ兩

機殿雜事考證及  
中川三称宜三位

# 服 太神宮

下御機殿

○正殿二座

八千々姫命  
天御杵命

○御織殿六座

祭神上御機殿同

○東寶殿 ○西寶殿

○稚産靈神社 ○笛宮

○四宮 ○奏社 ○宣宮

○石神社

○服機殿ハ麻績機殿より丑の方行程十五丁と過く多

氣郡流田郷にあつる俗は下みく殿とも下御館とも

又ハ服宮とも和妙宮ともとて其外宮中の事一と

上御機殿は扱ふ

△三祭禮。正月十四日。七月十九日。九月十九日

△御衣祭。上御機殿は同ト

此外の小祀を年中行事記に譲るべく省さぬ

經雅卿ノ内宮儀  
式解等ニ詳ニ載  
ラレ其餘モ猶其  
フルニ違アラハ

又神宮雜例集云  
袖服機殿在多氣  
郡流田郷服部村  
麻績機殿在同郡  
井手郷右兩機殿

皇太神御鎮座之  
當初建立而麻績  
機殿承曆三年破  
下宮ニ移造之

即承曆三年亡木  
十一月十二日因  
宣旨移井手郷十  
二月六日庚子立

程云是ノ実岸村  
ヨリ井手里今ノ  
宮所ニ移カレタ  
ル也井手里今ハ

飯野郡ニ属リ故  
守洪卿ノ勅例ニ  
モ麻績機殿者多

# 太神宮兩河機殿通俗畧記

伊勢分河原氏河野某謹白

更衣食位ノ三人間坐敷の大基所ニ其衣服の河祖神より麻績

服部の兩河機殿を以て則上河機殿也 麻績太神宮下みよ

殿也 服右神宮として子とやうに神代のむらさ天原の齋機殿

少く織造の業を始させぬるを以来今又毎年四月乙卯の八日を

天照太神乃河衣殘織り十四日乙卯りて南大神部以下河神部織女人

面等木のく隈を以て内宮とならせぬるを若姓初妙の河衣と

稱しあるけ日先敷の役人河衣を拂ひて之川乙卯り時之負の文司

大文司権大文司出文司を皆之川まで河邊に出雲りあひて河衣を降し河

敷の初職として小政所の河後ありて又よりてまは檢北遠使等路次乃

兼郡并手郷ニ在  
 之由記文推載之  
 多氣郡之於内者  
 麻績郷在之而并  
 手郷者無之トア  
 リ即和名抄多氣  
 郡郷名麻績云云  
 延喜式多氣郡麻  
 績神社服部麻刀  
 方神社云麻績機  
 殿ハ右ニ記入如  
 ク天照皇太神内  
 宮ニ御鎮座ノ已  
 前長田郷ニ經營  
 ヲリ今ノ宮所并  
 手里ニ遷幸フテ  
 其次第粗雜明眼  
 機殿ノハ儀式  
 帳分明ナラズ唯  
 或二三書ニ雖在  
 載今爰ニ畧又委  
 クハ御機殿旧車  
 俚言ニ辨スベシ  
 總テ麻績服部兩

此書を採らめ三司以下かの儀奉ありて清衣の肉衣は着清衣  
 祗承の官人出至い三司長官神主方諸内人清機殿神部以下悉く  
 打揃ひて清衣献進の儀式あり且大槪先河原後次は清機湯大殿  
 仍事次は玉串祈讀合式ありてありて廣前ニ進むあり先清機  
 殿の大社部進み出自ら清衣を廣前の高葉ニ納め奉進ありて  
 大官司進み出て詔口を讀進しありてありて玉串祈事ありて武  
 終つて長官神主方東寶殿上階ありて清衣を殿内ニ納め是  
 則何勢の清衣祭として衣後の根元の祭りありてありてハ  
 初使も之ありて太神宮乃最大祭なり一かど今の俗合  
 至つて衣祀大祭の源を多し清衣祭も清機殿あり  
 太神宮の清衣張を織く上ありてありて習ハ一實さるべきの

御機殿ノ了ハ古  
 車記日本紀旧車  
 紀神祇令延喜式  
 三代實錄古語拾  
 遺續日本紀内宮  
 儀式帳外宮儀式  
 帳機殿儀式帳内  
 宮建又年中行事  
 記内宮元文中  
 行車記神宮雜例  
 集神宮諸雜事記  
 神鳳抄百練抄公  
 文抄和名抄伊勢  
 風土記公車振源  
 集新撰姓氏錄公  
 卿補任類聚大補  
 任朝野群載公文  
 筆海仁治遺宮記  
 嘉元遺宮記神軍  
 供奉記等ノ古書  
 ニ詳也某々ノ文  
 儀ハ旧車埋言ニ  
 擧テ其註解ヲ加  
 フベシ又祠官ノ

中ノ一海一族もまゝあるまゝとてさるゝとてさるゝとて情なき次第あり

清衣祭ともなよつていふごとく勿論ありとも 天照右神の清衣を

織るまゝの由の祿あり其かんぢを清衣と書ふ文字小之則

清衣のトありさまバ清衣祭と清衣祭とも清衣祭ともいふ

るまバ眼前又其字紙を見て其意をまゝとせし時より今

衆人吳公の乃まゝとていふも流るる神の清衣をつて神衣

おせ小や多御かりあへて四月の清衣の日の清衣といひおひ

祭礼始満八日との両日と陸奥筑紫の果中をも織造紡績を収む

故実を修りたる色偏は衣園を重んぢるの形像冥神佐の誓き

流例ありて如き正さ大衆ありていふ小も衣服大祖の清衣あり

中も 麻績太神と麻績屋姫命とも麻績命とも稱し

丁新撰姓氏錄神  
 服連天御中主命  
 十一世孫天御杵  
 命之後也神麻績  
 連天物知命之後  
 也又旧事紀天  
 八坂彦彥伊勢神  
 麻績連之祖也又  
 古語拾遺長白羽  
 神伊勢國麻績祖  
 也又予祖者所載  
 國史如是錄如區  
 々天物知天八坂  
 彦長白羽三名俱  
 以一神之異稱也  
 今平田氏ノ神代  
 系圖ニモ云云へ  
 リ又三代實錄豐  
 城入彦命之後也  
 是是等ノ丁モ悉  
 旧事傳言ニ註ス  
 ベシ猶代々ノ系  
 族ノ粗國史官牒  
 以下三見ニタルハ

婦人ふのも護神ごしん小一こて神文しんぶん乃な万民ばんみん衣服いふくの道みちを治ち此神このかみ神かみも始はじめめ  
 させぬへつとさまバ丁七ち後のちの今いまもゆるまで衣うすのを裁う時ときの衣うすのは

麻績あひ乃なをし神かみめしか衣裁うびび小恙こさ増ま邪まと

泳えいト麻績あひ太神たいかみの清恩せいおんを降くだ裁時うを慈目あはれめのささりりかく却かへて

福ふくを降くだとの故實こじつを供たぐへ今いまも尺指さかは此神このかみを記しるし終しまつ終しまつ

人の知しる所ところありししゆゆは古ふるをと麻績あひ太神たいかみの授たまはせせるる麻布あひぬの

を万ばん乃な乃なひ夏冬あつふゆも小万民こばんみんの常後じょうごもせせししゆゆ今いま衣い終しま入い

衣布いの子こししゆゆも甚その古ふる語ことばあり又熾幕あつまく良皮らうあひ中なかの靴たぶひもゆるゆる

衣いべべ今いま布いの小こ制衣せい衣いの幅あをあはせせるる衣布いの回布わい布ふ也なり

衣い賤せん小こ麻裁あひの称なあり此外このほか布のも解とけ或布目あるふのめの目めもぬぬ

いひまゝの絹ぬいをと絹布きんふ赤糸あかいとをと糸布いとふとい又紙摺しひ小こ織あるる也なり





詞服織麻續乃人

等乃公事根源神

服麻續連大室二

年紀麻續豐足服

部連佐射神護景

雲三年紀正六位

上神麻續連足麻

呂神宮雜例集大

神部近春同書正

曆年中氏人與經

同書寬弘年中神

部近守同書嘉應

二年位署大神部

神服連公道尚以

神部神服連公俊

正神宮諸雜事記

天喜五年大神部

重友少神部兼友

公卿補任治兼三

年對正五位下

中

年麻續少神部建

元文

進奏  
皇大神宮年中行事記云

兩機殿調進之御衣御唐櫃

三合二合本宮之御料神部

等奉相具之奈河原後所御唐

櫃者東方上南并並之神部等

者西座上南向御唐櫃次御巫

內人供御酒修被次預酒看文

神部役川頭手水次早居御唐

櫃於二鳥居之內置道之北端

神部等列立其西各向南次宮司進

參自一鳥居立一鳥居上次御鹽大

麻先御唐櫃其次宮司其次神部等

先是稱宜相經中道參列准初年

祭次稱宜次宮司親起次御唐櫃

相從神部等各奏進於玉串行事

所各列立稱宜西上南面宮司東上

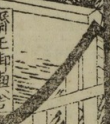
南面三色物忌父者稱且列之末上

西向南御唐櫃二合置於彼宮延拜

所置道之中間早居之玉串大內人山

向內人者宮司之向方東上北面兩神

部者御唐櫃之南方上東向北荒祭宮



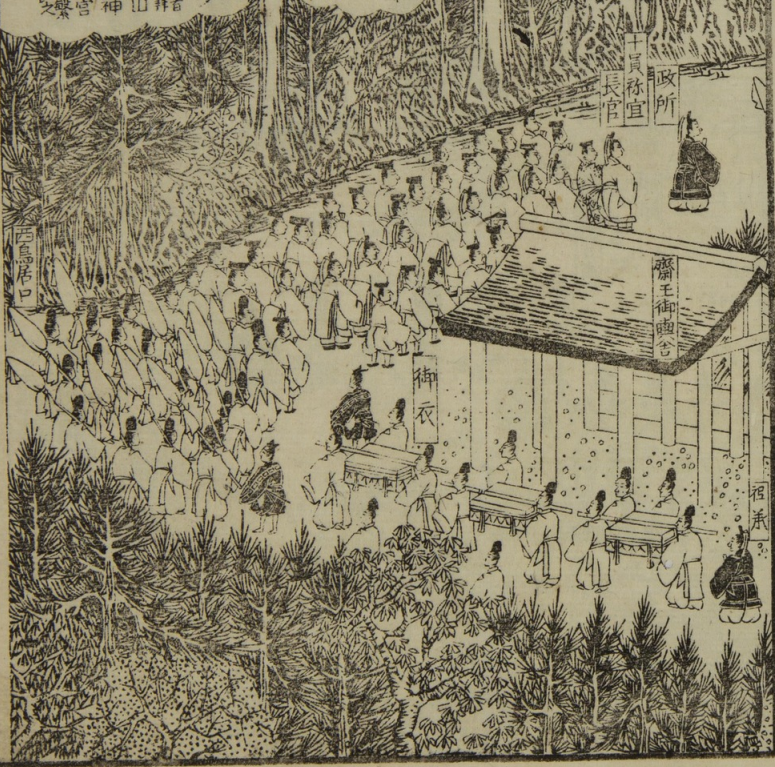
政所

十員稱宜

長官

御衣

西鳥居口



久行事記服部麻  
 續西大神部兩少  
 神部神事供奉記  
 延應二年服大神  
 部豐時少神部延  
 助麻續大神部行  
 貞少神部弘公  
 文掾弘長元年神  
 服連公重貞元祿  
 十二年任符服部  
 大神部久富少神  
 部又定麻續大神  
 部又明少神部又  
 種正德四年任符  
 麻續大神部久吉  
 服部大神部久友  
 安永二年任符麻  
 續大神部久殿安  
 永九年任符服部  
 大神部久守寬改  
 九年任符已麻續  
 大神部又成文化  
 十四年任符服部  
 大神部久顯



重辨鳥居

先驅

御衣方祀承

官司方祀承

禊祭宮内人

禊祭宮内人

風日祈宮内人

麻續大神部

大宮司詔刀座

長官以下十官

麻續大神部座

服部大神部

大宮司

第四御門



モ吾輩ノ所住ノ  
 地ヲ麻績郷服部  
 郷ト号ケテ和名  
 抄ノ郷名ニモ見  
 エ又倭姫命世紀  
 号麻績郷者郡神  
 麻績氏人等別居  
 此村因以為名也  
 トヒ其里々ノ  
 浦々々麻績浦ト  
 テ萬葉及夫木名  
 寄等ニ如詠多カ  
 リギ  
 延喜式祝詞卷御  
 文波明妙照妙和  
 妙荒妙余  
 續古今太上天皇  
 小車のふり  
 多の神祇  
 辛もこころ  
 りり又新十載  
 等ニモ小車錦ノ  
 詠アリ

紙布シフト唱なへ於其餘そのあまも或ある上布かゲフ或ある色いろ葛布カキフなど云いふは皆麻布まふ

の縁えんもあまごも万品布よろづねのをえとせしめへの遠風おともあま一絲ひと

麻布あまのを正ただしく清淨きよらかなるものふく官服くわんふくも多く布ぬのを用もちひ武門ぶか

小毛麻あまと下くだるくで武殿ぶたか小毛こまを又漢玉うらくまも布ぬの成なるべりや

齋いひより時ときも必布かならずぬのを用もちひ天竺てんぢくも麻衣あまのころしなど炎あませり如ごとき布ぬの

絹きぬをまじめ綾襦あやぢゆをもとる清機きよ殿たかふて織おり袖そでもい毛けを明妙照妙あけみてるの

衣えやいひ小車錦せくらんもいひく毛けも木の天照太神あてらうもなせあふ

今いま既すでに系あや西さい味みを始はじめ詰つめ玉たまの織おり袖そでもまへく毛けも始はじめまへく

唐天てんてんの毛けも織おり縹あやの業わざを授さづけさせあひく唐からめも髮帝かみとうといふ玉たまの

時ときより機はたを織おり袖そで綾襦あやぢゆの業わざも紙かみをつく日本よめの海うみを唐から

の海うみも勝まさる唐から人の言ことも日本よめの海うみを神祇かみと稱なづけ其その數かずも

我登六帖云大伴

國真神錦龍文風

彩恰非人云漢

人ノ皇國ノ錦ヲ

見テ驚ケル様自

ラ知ラル又山海

經云東海有冰簾

其璽五色織為文

錦云

日本紀神代卷云

軻遇突智聚垣山

姫生推産靈此神

頭上生鬘與衆臍

中生五殺又同紀

一書保食神ノ条

ニ口裏念言便得

抽糸自此始有食

鬘之道云此文儀

ニテ鬘詞ノ神代

二起レルコヲ知

ルベシ故ニ推産

靈神ハ御機處

一ノ攝神ニ座シ

訪文といひ風彩といひ恰人エ中をあくむと賞るびーとてたて

の書又見くさりさきどく度小も新製装の品也よあくは織出者ん

應神天皇の御宇に於りて吳織完織をどしと人吳王より渡り

て機を織りたまふ雄界天皇の御宇にも吳王の人來りて織

トもあり然るま今の世の人乞等をや日本に織物の始乃也ふ

とへもあつてもや乞等其末を申し其申其末と申すかて

如何も神恩を忘さるる深心るべしとあり唐人云神祇も

るよ昔神國人の其根えを失つる唐人へ對すもいあくとるべき

よあつてもや能く味ふべし又蚕も始り天皇より渡り或唐より

來りよあつても人もあつても蚕も始り神代より神機殿に記し唐天皇より渡り或唐より

神代より神機殿に記し唐天皇より渡り或唐より

備後神八郎推産

靈ノ御子ニテ三

狐神神食ト称シ

第二ノ攝神ニテ

座セリ神殿ハ二

宇並立給ヘリ總

テ御機殿ハ本宮

以下攝神ノ社ニ

至ルマデ悉類聚

大補任等ニ載ラ

レ猶御造替モ柱

昔ハ皆公營ノ例

ニテ既五百九十

餘年ノ以任仁治

三年内宮遷宮記

ニ兩機殿事如延

曆儀式帳者限六

箇年可修造由被

載之ト内宮称宜

ノ奏問アリシゾ

其明證又内宮嘉

元遷宮記ニ神麻  
績機殿已下十二  
守令修造トアル

あはれ申くは、皇玉より来りて、その中をあらむ必しと吾國を

是も機をのを職とす人、仮初も清機殿の神恩を端て神罰

を是初てしちるべき、吾國の神を祀りて、吾國を祀りて、  
人をもつて多て掃き、吾國を祀りて、吾國を祀りて、

は毎年、天照太神の清衣をまらせり、天下の万民織縫を

授つる、肌を凌ぐ清恵哉、我が居るが、蓋清機殿の清恩

を、疎よつるべきや、やある、清く織縫紡績をいしる、或登朝

式業と、或絹布本糸糸麻紵を高ふ人、衣恩とて、職

恩と織業と、是は、清機殿の神徳哉、おんど作て、やあるべき

唯士農工商を家業とす、人をも、肌を衣あ、く、叶ひぬ、

る、是は、麻紵のを、一初め、の清衣、ふく、つを、おめて、給々乃

神降、あも、衣恩の、祀を、先ま、べ、婦人、を、お、右、實の、ど、く、四、月

モ其證ナリ又文  
永六年九月兩機  
殿鎮守神殿御裝  
束御幌並攝社御  
幌紛失ノコトヲ進  
奏セシ解狀ノ様  
ヲ公文筆海ニ載  
ラレタルモ攝社  
トテ私ノ鎮座ナ  
ラヌ證ニテゾア  
ル

九月の八日十四日は掌業をついで清機殿の神靈を祭上帝機殿は神号  
執持の職あり

信條の人々を神主信條の人々を神主てあつてを祀るをバ争う神甚志をたてぬらん

女もつこく痛ひの多きとのあるは医師も恥且口小もらし

がくさ難病をも神は誓ひ祈るべし或安産の瑞を祈る或月命

の不順あるは祈りて其驗の速あるを見く諸願の奇功をおもひ

さとしをべし今於支婦の縁を祈りてあつて家の嗣子を行は

長壽を祈る糸糸麻糸をなまきく誓約の二あり而此水三種

を清機殿の神物祝麻を清淨正直の儀ありて誓ひをいふ

白髪より入給ふわらふ誓ひトは表ト糸を結びつるる縁に

しるまくの所収ありし如き子孫のお績をもあつせぬ功驗  
也也殿の相官を奉り代毎に長壽を保ち孫文神孫のまゝ小く

旧事紀云推田坊  
尊者天照大神之  
妹也云

神代卷云推日女  
尊座十齋殿而  
織神之御服也素

尊鳴尊見之則半  
劍班駟投入之殿  
内推日女尊乃驚

而隨機以所持披  
傷體中畧故

天照太神謂素尊  
鳴尊曰汝猶有黑  
心不欲與汝相見

乃入于天石窟而  
閉者若戶焉於是  
天下恒闇無復晝

夜之殊云

古事記旧事紀古  
語拾遺等其據曰

本紀三同シ

今は他亂致不世代々実子お績存る見る人頼むをおも慮る也

よぶく清機殿と婦人の守護林な色バ女の身分致さるせのよ

正一さ光柳あり既清機殿は多るまは六座の内

○推日女令も天照太神の清妹神さく浦しく何の清も

るく唯清機殿めく清機を穢らせあひ一清足方の素尊曰

鳴令とやなると一清神天班駟とみ穀を殺し其皮を逆剥

して清機殿の蓋を穿ちて投納めよと敬馬らせあひて不量

機より墮清多し持たる機の後少く陰上を衝せあひ一清

神あり色等を今日人問はし比さるる女は陰雨の病いれど

つきりなきものあると月水の不掃或長白白魚或濃瘡淋濁

と陰雨の瘡めく膿をどきとあはば飯令人の耳をむむ



神代卷云天照太

神之子正哉吾勝

々速日天忍穗耳

尊取高皇產靈尊

之女栲幡千千姬

生天津彦々火瓊

々杵尊

天棚機姫命ヲ七

月七日ノ夜ニ祭

ルテ國史官牒ニ

ハ未見所ナリ是

ハ武丁ト云ル漢

人ノ續齊諧記ト

云偽書ヲ作リテ

妄言ヲ記セシヨ

リ專ラ世人ノ誤

來レルヲ五雜俎

ニ見エタレド車

長ケレバ此頭書

ニハ忌ガタシ故

ニ曰事俚言ニ讓

リテ爰ニハ省キ

又假令國史ニハ

神一の栲幡を立てて乎、津織敷は行るべし、いさりの穀穂ととも

其驗ありしをいふべし

栲幡子と姫命を、高皇產靈命の津女めと、天照を津

の沸子、天忍穗耳命、二代の津神の津后めと、浦々

杵命、地神の津母神を、まゝは、巴高の相敷めを、高皇を、津

織敷六座の其一めと、常は、津織を織くを、いふ、婦人の歌

を、いふ、いふ、津神なり

天棚機姫命を、棚機稚竹、秋日、姫命ととも、七夕、津女命ととも、

伊弉諾命の津女を、いふ、天照太神の津妹神を、

あつと、津織敷六座乃、肉めと、婦人の守護神なるを、いふ、今、既

七夕とて、七月七日の夜、天をむかひて、津神を、いふ、いふ、いふ、

不載トモ神ヲ祭  
 ルニ何ノ苦シキ  
 丁カアル七曰ノ  
 夜ナラストモ常  
 々心ノ信ヲ尽シ  
 テ思フコトヲ祈  
 ルベシナレド諸  
 ニ云ル哥ニ  
 んこよまの  
 道よのひあるそ  
 れくはとも神  
 やすん漢意ノ  
 人ハ我コソ誠意  
 ニ叶ヘリトテ神  
 オ祈ル志ノ疎ナ  
 ルモアルベケレ  
 ド今ノ世ノ中キ  
 ニ一人モ誠ノ道  
 ニ叶ヘル人ヤア  
 ルベキ誰人カ此  
 返哥トテ  
 更らんすまのた  
 りのらんすまのた  
 られんすまのた

始として吳越等も衆人毎年の例とありて、いふも天原

とありて、天照を神の勅をもちて、天香山に磐を領ひ齋

機殿の神衣を織らせ、神衣のまじりて、天よむといふ

糸をもちて、神衣の織らせ、神衣のまじりて、天よむといふ

糸をもちて、神衣の織らせ、神衣のまじりて、天よむといふ

糸をもちて、神衣の織らせ、神衣のまじりて、天よむといふ

糸をもちて、神衣の織らせ、神衣のまじりて、天よむといふ

糸をもちて、神衣の織らせ、神衣のまじりて、天よむといふ

糸をもちて、神衣の織らせ、神衣のまじりて、天よむといふ

糸をもちて、神衣の織らせ、神衣のまじりて、天よむといふ

糸をもちて、神衣の織らせ、神衣のまじりて、天よむといふ

木花国耶麻命と大山祇命と神衣の神女と神衣

りくんと寛文頃  
或書ニ見エタリ  
日本魂ハ人ハ此  
返哥コソ猶モ能  
々味フベキゾ  
ガシ

天神七代地神五  
代ト云ハ世ニ  
普ク流布ナレ  
ル實決テ無キ  
也ナレド是モ頭  
書如キニ竟ガタ  
ニ先近クハ神代  
卷ヲ引タル爰ノ  
文ニ木花開耶姫  
命ノ瓊々杵命ヲ  
天神ト宣玉ヘル  
ニテ知ルベシ夫  
瓊々杵命ヲ俗ニ  
ハ地神ト云ナレ  
バナリ

敏六座の因ゆゑみくましく一々神機を織おらせあふ御宇の勢いきさつ一を

天照を神の御孫 瓊々杵命見初みさせあひく御幣をむまひ

あひく一敷いぢあひく妊婦あひく由良よしは 瓊々杵命のくまひく

是吾子こはあむむ他の子こあべく一敷いぢさせあひく者ものもバ因耶姫

為方かたなくあひせあひく吾戸室うらむろとて戸口の言ことさ産屋うぶやを傳つたへ

め其肉こころは入りてのあひく吾妊うらむろる子こり 天神 瓊々杵命うぶやの御亂ごらん

あむむむ吾心こころ悔くはむべく一々天神の御亂ごらんあむむ大も害わざはひあむむと

拙ちぢむせあひく一則ひとすぢ其産屋うぶやは夫おつとを放はなす焼やめあふも奇あま妙たみある哉や

矣やの中うちより御子みこニ神生かみささせあふも其第一そのはつたひを 大明命あきみ次つぎを

火か酸す芥か命のみこと其次つぎを 產う火かと出い見み命のみことと申まを奉たごる哉や 大おほく出い見み命のみことハ

倍よよいへ地神ぢじん四代よひだいの御神みかみあひく天下あめの君みことあひく後あとらせあふるる

考據千々姫命天  
 相機姫命八千々  
 姫命ハ一神ニシ  
 テ三名ナリト云  
 ヘル説アレドモ  
 未考其真正靈言ハ  
 豊后志神櫛石窓  
 神ノ如キモ日本  
 紀及延喜式ニハ  
 各二神トシ古事  
 記ノ一神ニ名  
 トスルカ如是  
 等ノハ私ニ論  
 シガタシ

如正一々靈験のありは、ゆはるの志は後の世にあても、  
 子女神と崇まらば女の様をまゝ、  
 乞偏は目本紀の概を可述るゝ、  
 らば、  
 安産を祈るべし、  
 神守を乞ふべし、  
 今この世は、  
 殊は産の、  
 撰小吳玉の、  
 能く、

古語拾遺云長  
白羽神伊勢國  
麻以為言和幣中  
今天羽雄神織  
文布

神代卷云其所不  
服者唯星神香々  
背男耳坎如遺体  
文神建葉槌金者  
則服按入ルニ

建葉槌ハ天羽雄  
雄ノ別名ナリ神  
代講述銀及鳥衛  
ニシカト罪人トテ

バ天羽雄雄ハ最  
猛キ神神ニテ座  
シカト罪人トテ

唯御徳ヲ以テ香  
々背男神ヲ服シ  
メ玉フモ國ニト

リテハ國ヲ治メ  
家ニトリテハ其

○長白羽神 ○天羽雄神此ニ神ヲ男神トテ  
カバ

神ありさまバ家内乃和合安全を祈り子孫の長久家業の  
繁栄をももよほすべし乞ふでの神神くをまへし神織殿六座と  
まじたまはる

○麻績屋姫命を畏くも 天照太神の神靈は備しく

上神機殿の神正殿は法座ならせり ○八千姫命を 天棚

機姫命の神末孫なるを下神機殿の神正殿は法座のまじり

婦人の守護神を有る 麻績太神宮と志して志すまは

上神機殿の神正殿も神織殿六座の神神も通ド 服を神系

志して津衣色下と志す殿の神神織殿も志すまは

○十二

家ヲ治メ給ヘル  
 御徳ノ備ハリ王  
 フカユエニ物ノ  
 和合安穩ヲ此御  
 神ニ奉祈ナリ又  
 吾祖長白羽神ヲ  
 尊神ト云ルモ  
 元來其御徳ノ備  
 ハリ至ヒテ今ノ  
 世マテモ蓬見ノ  
 脚ノ緒ヲ約ルニ  
 折刀ノ用ヲ作  
 耶神代巻木花開  
 耶姫ノ御産ノ条  
 二見エニ麻ヲ添  
 テ祝トシ又見ノ  
 頭ニ麻ヲ結ビテ  
 髻トスルモハ十  
 百ノ白髪ニ表ヘ  
 又麻ニ錢ヲ繫キ  
 テ彦帯ニ着ルモ  
 賤ヲ持テ老ヲ履  
 ヲトテ富ト齡ヒ  
 ヲ祝ヘルニゴア  
 ル唯總テノ祝事

ある御織敷おんおしなる高宮たかみやとも同トどうと神かみを齋祭いひまつりとも高天原たかまらひ

小こくも麻績服部あしなひつりと二の御名おなもああくも齋機敷いひまつりと二乃のみ

御名おなのともあるの由よしあり總もつとく御機敷おんおしなる天照右神あまてらすみかみの御霊おんたま

を始はじめなりと御妹おんいもうと神かみもゆゆくも御子おんこ御孫おんひまろ御孫おんひまろ神かみを御代おんよの

御后おんご御母おんはは神かみも悉おぼく信しん里り御みおはし御み文ふみあるもも貴たかさああくも

實まことも比類ひるい稀まれなるなるく大おほくは御機敷おんおしを唯ただ機神かみとのおひて婦人おんな

の身み上かみを守まもつとと疑病うたがひを治なせむせむる童わらわ子こ切きの御みおはししとと知し

ららくく一向いこうも冥途みやうとの道みちは迷まよへるまよるるたたとと吾家わがやも貴たかささ實まことを持もち

るるががくく支しを實まことともともああくくで他人たにんの石尾いしお好このよくくおおりりふふとと

吾わがも冥途みやうとの力ちからををわわららぬぬもああるるああんん返かへりりもも或病あるまじきひひはは

或あるまじき妊にん娠ごんの身みとああくくの信しんをを尽つくしてしてもも御機敷おんおしはは祈いのるる神かみの

或あるまじき妊にん娠ごんの身みとああくくの信しんをを尽つくしてしてもも御機敷おんおしはは祈いのるる神かみの

二麻ヲ用フルモ  
 麻ハ長白羽神ノ  
 神物ナルノユエ  
 ナリ實ヤ御名ノ  
 長ト云モ子孫ノ  
 長ク久シク白羽  
 ト云モ頭ノ霜ニ  
 比シ称号ニヤ神  
 喬トテ吾輩ノ今  
 二代々實子ニテ  
 續ルモ又終ニ白  
 髮ヲ冠ラヌ代ト  
 テモ無キハ偏ニ  
 此神ノ恩賴ニヨ  
 ルモノヲヤ

清惠を慕ふべし水鏡記を清機教の清教よりまき今日  
 女格の衣を着て居ながら其清恩をも毎にぞある婦人の粧  
 痛且安産の童子切のししゆ火をを志らざる人々の奇め難  
 史官牒の概を撰演し聊安し諭し結ぶのそ  
 △清機教の乃名山坂の善なく能平地あり馬駕の通りあり  
 乃存る伊勢系之の席雲坂也岩前石の太名居りまきむりの  
 官道清系通成系へく多めけは古きバ行程初く今の健登よ  
 里も色は道し道堂の丁敷は合せ通るうへて道きよの大なるを  
 ありべしまき風南流ありまき善よ及ぶ時あり神皇系へ  
 あり座し又平生の飯用ありまきはせらるるべし

神代卷云軒遺  
 突智異植山姫  
 生稚産靈此神  
 頭上生靈與茶  
 胸中生五穀又  
 同紀一書保良  
 神ノ条ニ口裏  
 會靈便得抽糸  
 自此始有養蠶  
 之道云此文儀  
 ニテ蠶飼ノ神  
 代ニ起レルコ  
 ラ知ルベシ故  
 ニ推産靈神ハ  
 御機殿第一ノ  
 攝神ニ座シ保  
 食神ハ即種産  
 靈ノ御子ニテ  
 三狐神御食ト  
 稱シ芽ニノ攝  
 神ニテ座セリ  
 又天棚機姫命  
 ノ一ハ爰ニ云  
 ルカ如シ

登の始りも清機殿の因也。 養飼の人々への説  
 伊勢も清氣庄氏河野某謹白

天棚機姫命天香山は養飼一也之養實養蚕の始り者か  
 清機殿の靈虫なるゆゑ又神文不浄を忌むる也養飼小も常々注連を以て清一清機殿

の清神の如く清淨なれば一也其因も古きの人あるは信厄の入りあるは法皇の御  
 又之經を誦念佛の勢なり養飼も亦近くす也時之儀も養飼の機嫌を授け忽ち成

べくもたるものありを別 大神宮清機殿の靈虫也此機ありりやさやの過ち  
 布じの時とせや電所の大を啓改め家因を修めて清め清機殿を祭神号の御所清機殿

を修めたりて一向は其過須修めべし清きこととて清きを奉じ神の成ありし  
 ども古くある家因も其因も人月鳥の大の之を因も其也服の終らぬ因も不廻して

家業の始りも其の止りも清めをりも其也清機殿を清一也  
 其を清を修めたりて吾個も取らるべし其も不淨除の許状を神家よりと授け出さる今

世佛家より其の道も其の如く神前を修め修めざる也修めざるは清機殿を忌  
 穢し其の如く其の過の多きは偏は神恩を修め修めざる由あり常々一は清機殿を忌

心を奉じて何時も其の過あるは故に法皇養蚕の人々神に心を清め清めし  
 清機殿も其の神の如く其の御所を修め清機あり掃用は清川も其の修めより十三川下まで清機殿も其の

といふも其の修めあるは其の神の御所を通り修め其の修めぬるを清氣通と云修めより公を以て清

清機殿も其の神の如く其の御所を修め清機あり掃用は清川も其の修めより十三川下まで清機殿も其の

といふも其の修めあるは其の神の御所を通り修め其の修めぬるを清氣通と云修めより公を以て清

清機殿も其の神の如く其の御所を修め清機あり掃用は清川も其の修めより十三川下まで清機殿も其の

といふも其の修めあるは其の神の御所を通り修め其の修めぬるを清氣通と云修めより公を以て清

清機殿も其の神の如く其の御所を修め清機あり掃用は清川も其の修めより十三川下まで清機殿も其の







河臺某署御機殿告祀經宣神主  
添序詞俱以為昭吾御機殿之德  
得也庶幾以此記四方願躬故予  
又加頭臺與跋詞而已

麻績太神宮前大神部神麻績連云

氏

天保六年春三月

此外一枚摺の御縁起もあり猶くハ一きこも御機殿回事俚言といふ  
 書成編く近刻まへ一書林ふ求めく見るべし爰も唯其書の片端成  
 いさうり抜出せるのこなり俚言もる屢國史官牒の明文成引く御機殿故實  
 乃概と解く衣食住の三廟と擧く婦俗の述ひと晴さし且御糸庄  
 ある名所の埋まらる粗哥集の秀詠と著しあまふ弁説と副く附  
 編とせりまへ全部合冊他に以て流布なきことのおやくもさ

# 真葛園藏版

伊勢津

山形屋傳右衛門

## 製本所

同 同

山形屋東助

同松坂

雲津屋伊十郎

天保六年乙未春三月

深野屋利助

